

CFC税制の改正について  
(タックスヘイブン対策税制・外国子会社合算税制)

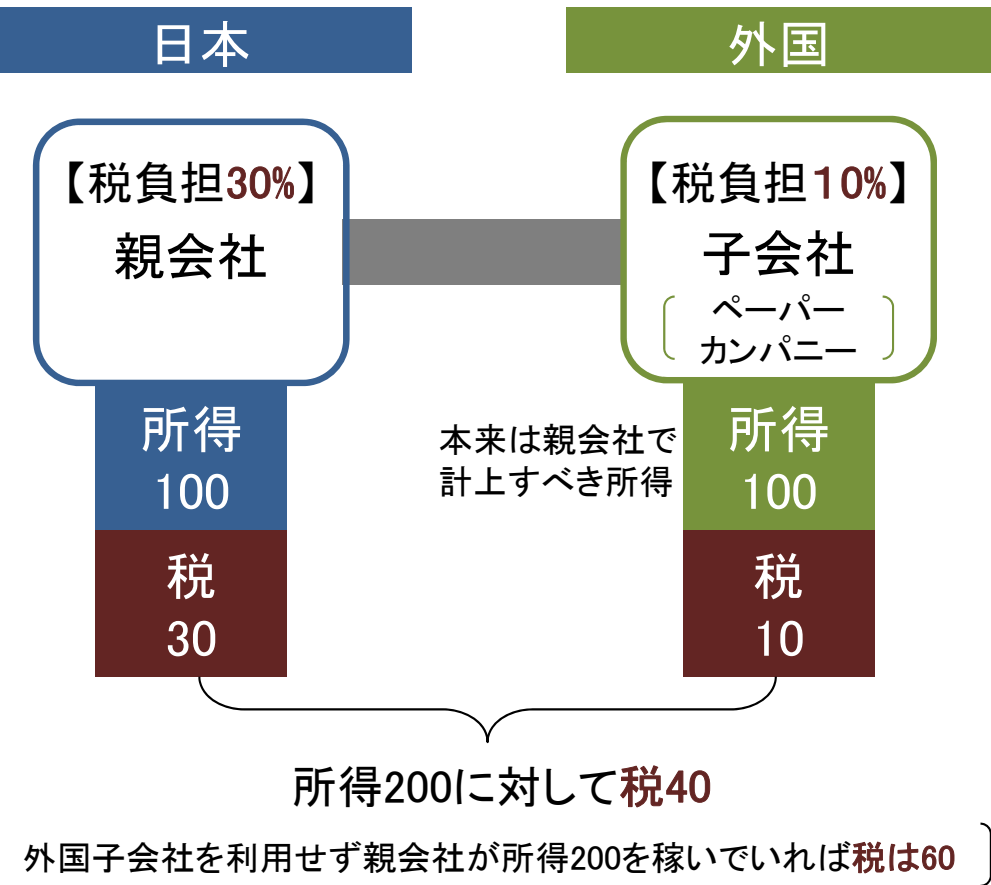
平成29年8月  
経済産業省  
投資促進課

# I. CFC税制の概要

○ CFC (Controlled Foreign Company) 税制 (タックスヘイブン対策税制又は外国子会社合算税制ともいう。)とは、外国子会社を利用した租税回避を防止するために、一定の条件に該当する外国子会社の所得を日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課税する制度。

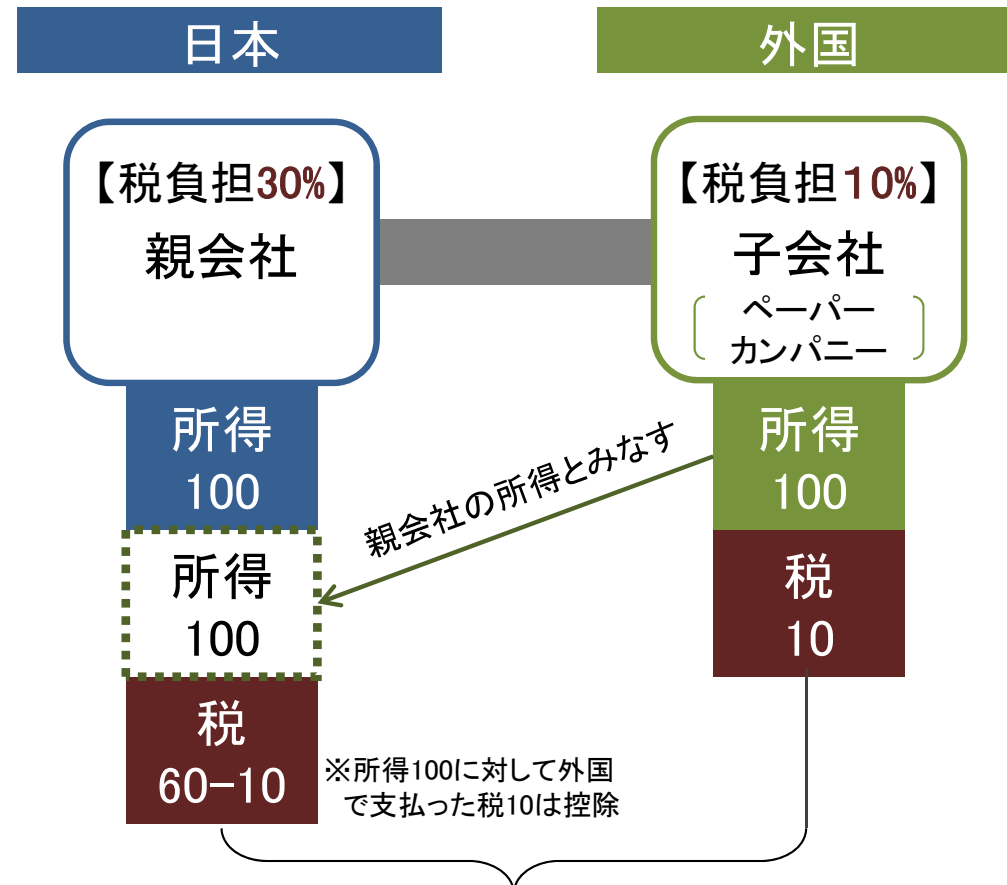
(※) 内国法人 (租税特別措置法第66条の6~9) だけでなく居住者 (同法第40条の4~6) にも適用される。

## 【外国子会社を利用した租税回避例】



外国子会社を利用することで税20を回避

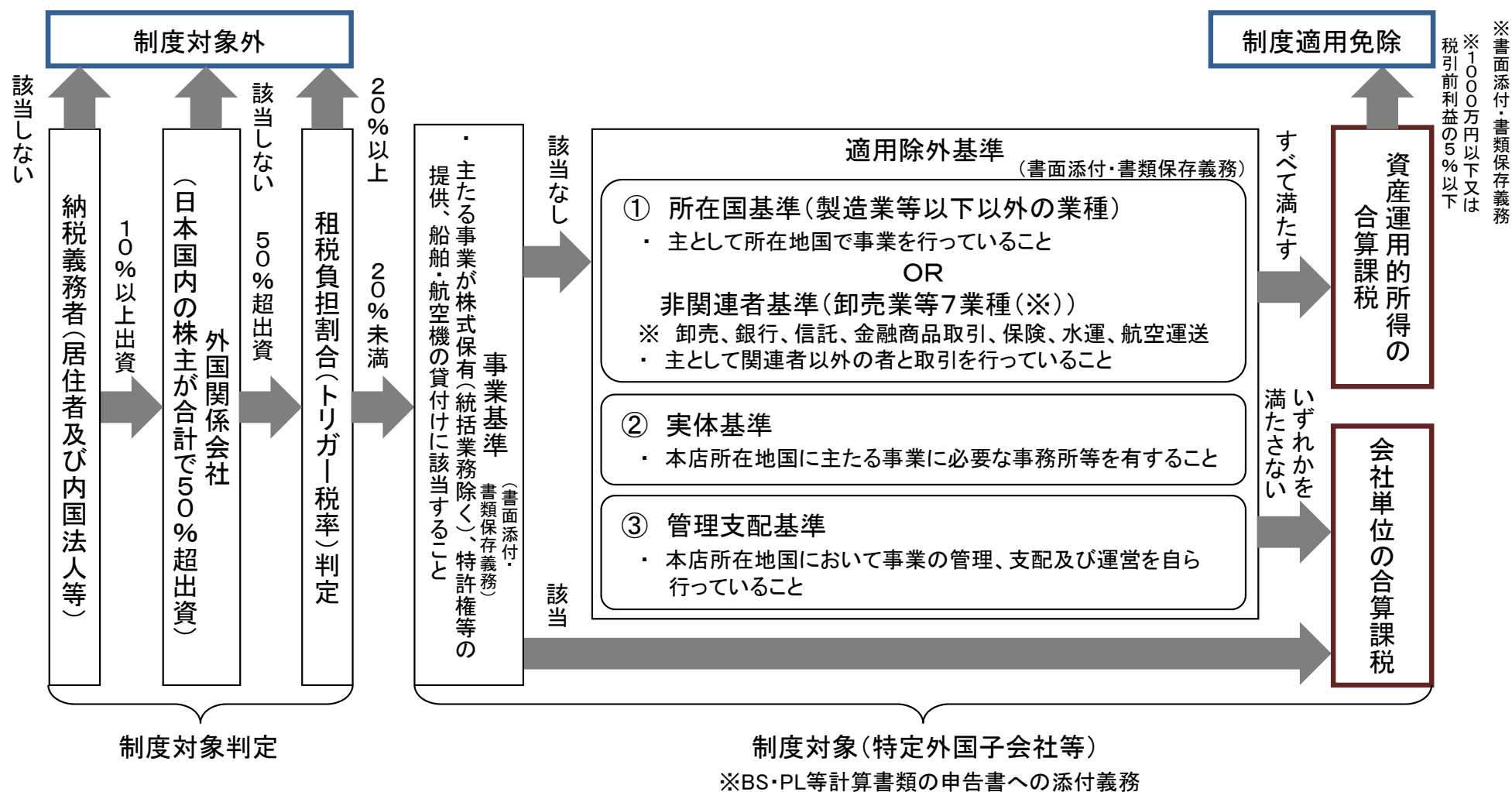
## 【タックスヘイブン対策税制適用】



親会社が所得200を稼いだとみなして60課税

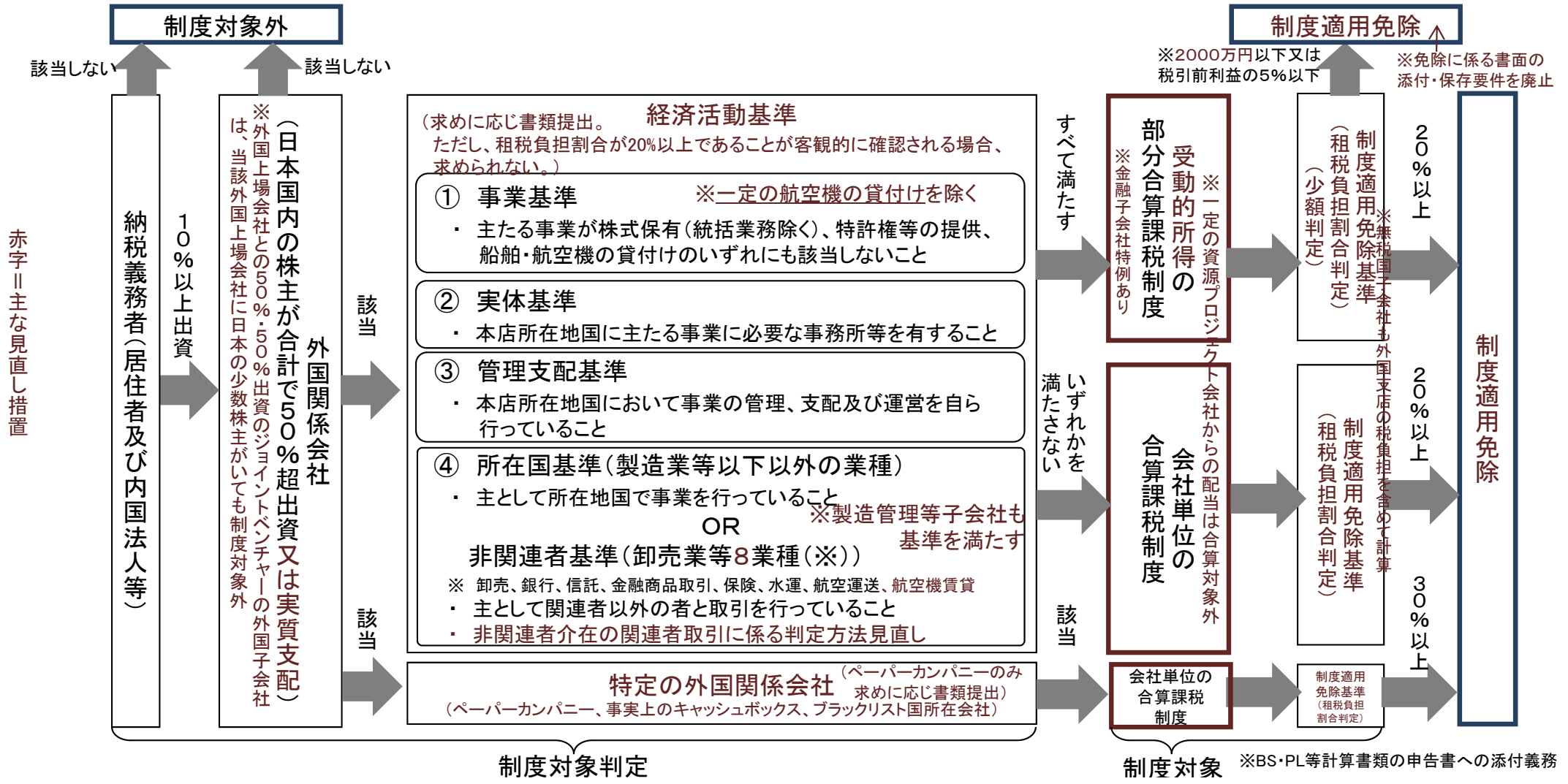
## II. 改正前制度のフロー図

- 外国関係会社の租税負担割合が20%未満(いわゆる「トリガー税率」)を超えれば、制度対象外。
- トリガー税率(20%未満)を下回る場合、
  1. 適用除外基準を満たせば、全部合算課税が免除され、資産運用的所得<sup>(※1)</sup>に対して部分合算課税<sup>(※2)</sup>。  
 (※1)一定の配当、債券に係る利子・償還益・譲渡益、株式譲渡益、特許権等の使用料、船舶・航空機の貸付けの対価。  
 (※2)ただし、主たる事業が(1)株式保有、(2)特許権等の提供、(3)船舶・航空機の貸付けのいずれかに該当すれば、原則として、すべての所得を合算課税。
  2. 適用除外基準を満たせなければ、原則として、すべての所得に対して合算課税。



# III. 改正後制度の概要

1. 経済活動基準を満たせば、部分合算課税制度の対象になり、一定の受動的所得(※)に対して合算課税。  
 (※)一定の配当、利子、有価証券譲渡損益、有価証券の貸付対価、デリバティブ取引損益、外国為替差損益、その他左記に類する所得、無形資産等の使用料、無形資産等の譲渡損益、有形固定資産の貸付対価、根拠のない異常な所得。
  2. 経済活動基準を満たせなければ、全部合算課税制度の対象になり、原則として、すべての所得に対して合算課税。
- ※ 1. 2. のいずれにおいても租税負担割合が20%以上の場合、合算課税免除。
3. ペーパーカンパニー、受動的所得が一定割合を超える会社(事実上のキャッシュボックス)又はブラックリスト国所在会社に該当すれば、特定の外国関係会社に対する全部合算課税制度の対象になり、原則として、すべての所得に対して合算課税。
- ※ 租税負担割合が30%以上の場合、合算課税免除。

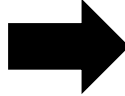
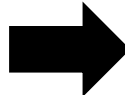


# IV. 租税負担割合が20%以上の外国子会社の扱い(適用免除の効果)

- 1. 租税負担割合が20%以上と認められる外国関係会社については、特定外国関係会社に該当しない限り制度の適用が免除となる。したがって、経済活動基準の判定のための資料の税務当局への提出は不要。
- 2. 更に、租税負担割合が30%以上の場合には、特定外国関係会社に該当するかどうか判定するための資料の税務当局への提出も不要。

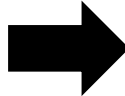

## 租税負担割合が20%以上30%未満の場合

※租税負担割合が20%以上であることが客観的に確認されることが前提

- ・ 経済活動基準の判定のための資料の提示又は提出  **必要なし**
- ・ 特定外国関係会社（ペーパーカンパニー、事実上のキャッシュボックス、ブラックリスト国所在会社）の判定のための資料の提示又は提出  **必要**  
(税務当局が提出を求めた場合)

## 租税負担割合が30%以上の場合

※租税負担割合が30%以上であることが客観的に確認されることが前提

- ・ 経済活動基準の判定のための資料の提示又は提出  **必要なし**
- ・ 特定外国関係会社（ペーパーカンパニー、事実上のキャッシュボックス、ブラックリスト国所在会社）の判定のための資料の提示又は提出  **必要なし**

※租税負担割合が20%未満の場合、これまでと同様に経済活動基準を充足していても貸借対照表及び損益計算書その他一定の書類を申告書に添付するとともに、①経済活動基準の判定のための資料や②特定外国関係会社の判定のための資料を、税務当局の職員の求めに応じて、提示又は提出する必要がある。①の資料を提出しない場合、経済活動基準に該当しないことが、②の資料を提出しない場合、ペーパーカンパニーについては、特定外国関係会社に該当することが推定される。

※租税負担割合が30%未満の場合、特定外国関係会社の判定のための資料を、税務当局の職員の求めに応じて、提示又は提出する必要がある。資料を提出しない場合、ペーパーカンパニーについては、特定外国関係会社に該当することが推定される。

○財務省HPで公表されている税制改正の解説(平成29年7月6日公表)における、合算課税の適用免除に係る記載は以下の通り。(以下、該当部分の記載を抜粋)

平成29年度税制改正の解説 国際課税関係の改正 (P. 689)

I 特定外国関係会社等に係る所得の課税の特例(外国子会社合算税制)の改正

(三) 改正の内容

4 特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額に係る合算課税の適用免除

(2) 合算課税の適用免除

改正前の制度では、租税負担割合が20%以上の外国関係会社について、本制度の対象外とされていたため(旧措法66の6 ①)、内国法人が確定申告書を提出する際、租税負担割合が20%以上の外国関係会社に関する明細を添付する必要はなく、また、その租税負担割合が20%以上である旨の明細についても確定申告書への添付は必要ないこととなっていました。

改正後の制度においても、租税負担割合が20%以上の対象外国関係会社については、本制度の適用が免除されるため(措法66の6 ⑪一)、改正前と同様に、内国法人が確定申告書を提出する際、対象外国関係会社に関する明細を添付する必要はなく、また、その租税負担割合が20%以上である旨の明細についても確定申告書への添付は必要ないこととなります。

租税負担割合が30%以上の特定外国関係会社についても、本制度の適用が免除されるため(措法66の6 ⑪二)、これと同様です。

○財務省HPで公表されている税制改正の解説(平成29年7月6日公表)における、推定規定に係る記載は以下の通り。(以下、該当部分の記載を抜粋)

平成29年度税制改正の解説 国際課税関係の改正 (P. 684)

② 経済活動基準を満たさないと推定する場合

(～略～)税務当局の当該職員は、内国法人に係る外国関係会社が上記①イからニまでに掲げる要件(※)に該当するかどうかを判定するために必要があるとき(注1)は、その内国法人に対し、期間を定めて、その外国関係会社が上記①イからニまでに掲げる要件に該当することを明らかにする書類その他の資料(～略～)の提示又は提出を求めることができる(～略～)

(注1) (～略～)その外国関係会社が特定外国関係会社に該当しない事実が確認され、かつ、その外国関係会社の対象となる事業年度の租税負担割合が20%以上である事実が客観的に確認される場合には、その外国関係会社の対象となる事業年度の適用対象金額については、本税制の適用免除とされるため、その外国関係会社がその対象となる事業年度において上記①イからニまでに掲げる要件に該当するかどうかを判定する必要はない(～略～)

(※) 経済活動基準に係る要件

財務省HP掲載平成29年度税制改正の解説 URL:

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2017/explanation/index.html](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/explanation/index.html)